

平成13年11月6日(火)
於・三会堂ビル石垣記念ホール

水産政策審議会第3回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第3回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年11月6日 午後1時30分

閉会 平成13年11月6日 午後3時05分

2. 出席した委員の氏名

委員

石黒勝三郎 伊藤裕康 植村正治 岡田和子

小野征一郎 佐々木護 佐藤 稔 島 秀典

寿崎洋一 中村晃次 中村靖彦 西 正三

二村雄三 三鬼楠好 矢野等子 山内皓平

山下東子 吉岡修一 吉武雅子

3. 水産庁側出席者

川口増殖推進部長 今井企画課長 中尾管理課長 大石沿岸沖合課長

岡本遠洋課長 末永漁場資源課長 井貫裁培養殖課長

4. 諮問事項

諮問第8号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第9号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示及び当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について

5. 協議事項

指定漁業を定める政令等の一部改正について

指定漁業の一斉更新小委員会の設置について

6. 報告事項

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

漁獲可能量制度の実施状況について

7. 議 事

以下のとおり

8. 議決の数

出席者全員賛成

9. 答 申

別紙のとおり

目 次

一、開 会

一、諮問事項

諮問第 8 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検
討等について

諮問第 9 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さ
け・ます流し網漁業の公示及び当該公示に
係る許可又は起業の認可の基準について

一、協議事項

指定漁業を定める政令等の一部改正について

指定漁業の一斉更新小委員会の設置について

一、報告事項

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項

の規定に基づく基本計画の検討等について

漁獲可能量制度の実施状況について

一、そ の 他

一、閉 会

開 会

小野分科会長 定刻になりましたので、ただいまから第 3 回資源管理分科会を開会したいと思います。

これから本日の審議に入りますが、本日の分科会は委員定数 25 名中、ただいまのところ 18 名出席されておりますので、適法に成立しております。

早速、本日の議事に入りたいと思います。本日は諮問事項が 2 件、協議事項 2 件、さら

に報告事項が3件ございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、申し添えておきます。

諮問第8号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会長 まず、諮問の第8号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございます。

諮問第8号について御説明願いたいと思いますが、本件につきましては、平成14年の漁獲可能量等につき、午前中に開かれまして漁獲可能量部会において議論していただいたものでございます。部会長である中村晃次委員から御報告をいたします。

中村(晃)委員 それでは、御報告いたします。今回諮問されております基本計画の変更の内容につきましては、本日10時から開催されました漁獲可能量部会におきまして検討が行われ、原案のとおり了承されましたことを御報告申し上げます。

小野分科会長 ありがとうございます。

それでは、諮問第8号について御説明をお願いいたします。

中尾管理課長 管理課長の中尾でございます。

今回は本年のTACの留保枠の配分と平成14年のTACの総枠及び配分について御審議をしていただくこととしております。なお、本年の分につきましては留保枠の配分のみ御審議をいただくこととしておまして、TAC総枠の変更は必要ないものでございます。まず諮問文を朗読させていただきます。お手元の資料の2をごらんください。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 武部 勤

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について(諮問第8号)

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(平成12年11月22日公表。(平成13年9月14日付け及び平成13年10月18日付け一部変更)以下「基本計画」という。)に検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、別紙のとおり基本計画の一部を変更したいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

具体的には、諮問文の別紙、「海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画」にございますが、基本計画の第6、特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、都道府県別に定める数量のうち、1にあります平成13年の漁獲可能量を変更することと、平成14年のTACの総枠及びその配分についてお諮りしたいということでございます。

新旧対照表で見ていただいた方がわかりやすいと思いますので、資料の24ページ、2-24というふうに枝番で振っておりますけれども、この横長の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

24ページの下の方に(4)マイワシの表がございます。この中の三重県に対する配分、9,000トンに1,000トンを増枠して1万トンにしたいということでございます。御承知のとおり、マイワシは多獲性浮魚類でございますして、海況要因によって来遊状況が大きく変動することが知られております。このような状況に対応するために、これらの魚種の知事管理分及び大臣管理分の配分に当たりましては一定の留保枠を設け、追加配分ができることとしております。今回も各都道府県に対して本年前半におけるTAC魚種の漁獲状況及び留保枠配分について照会いたしましたところ、三重県からマイワシに関し予想以上のペースで漁獲が進んでいることを踏まえ、知事管理分の追加要望がございました。

三重県の配分量は9,000トンでございますが、9月末までの漁獲量が6,300トンで消化率が約7割となっております。今後の漁獲量は過去5カ年の漁獲状況をベースに予測をいたしますと、平成13年全体で9,200トンの漁獲が見込まれることから、TAC配分量の追加が必要であるという結論に至ったものでございます。他の都道府県からの追加要望はございませんので、本件につきましてはTACの総枠を変更するほどの規模ではなく、留保枠からの配分で対応することが適切と考えております。

留保枠を配分する場合には、TAC協定が締結されているなど配分量の適切な管理が行われていることが必要であります。三重県における中型まき網漁業者は知事管理分におきましてTAC協定を締結して配分量の管理に取り組んでおります。また、前回の追加配分時からTAC管理体制を強化する方針を立て、漁業者に対してTACの遵守による資源管理のため、マイワシ小型魚の漁獲抑制措置を取るよう文書で指導しております。なお、今回、審議をお願いしております件につきましては三重県から異存のない旨の意見をいただいております。

以上が本年のTACの留保枠配分についてでございます。

次に、平成14年のTACの総枠及び配分について説明をいたしたいと思っておりますけれども、その前に、本年11月1日に改正法が施行されましたので、まずこの点を説明させていただきたいと思っております。

資料2の最後の40ページの参考4というところでございます。海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の一部を改正する法律についてというタイトルでございます。さきの通常国会で法改正を行いまして、これまでの漁獲可能量制度に加えまして、資源回復を計画的、総合的に進めるため漁獲努力量の総量管理制度を新たに導入することといたしました。2の(1)の漁獲努力量管理制度の創設というのがそれでございます。

また、後ほど具体的な魚種について御説明をいたしますが、漁獲可能量の漁業時期による設定・管理が可能となりました。現在設定されておりますTACは、暦年、1月から12月という期間でTACを定めておるわけでございますが、実際の漁期が12月から1月の

間をまたがるという漁業実態が魚種によってはございます。こういったものについては漁期を勘案した漁獲量設定の方が適切であるということで、それを可能にしたわけでございます。この観点からTAC対象、現在7魚種ございますけれども、スケトウダラとズワイガニについては、漁期年管理を行うこととしたいと考えております。

この場合、外国への漁獲量割り当ては二国間協定に基づきまして現在、暦年でロシア、韓国、中国に対して行っておるわけでありますが、このように外国への割り当てが必要なものについては暦年の管理を引き続き行っていくという取り扱いにしていきたいと考えております。

それから、漁獲努力量の管理制度、TAE制度につきましては、この10月から発足いたしました広域漁業調整委員会を中心に資源回復計画の策定措置を行っております。今後の取り扱いでございますが、漁獲可能量部会等におきますこの件の取り扱いにつきましては、概要の説明等を行うという形で対応したいと考えております。

それから、14年のTACの総枠及び配分についてでございます。毎年のTACを決定するためには、総枠のTACをどういう水準に設定するかという点と、設定されたTACをどう配分するかという、2点について決定する必要がございます。総枠のTACについては毎年、研究者から出されます各資源ごとの資源評価、推定資源量、ABC等を基礎に漁業者の経営等を勘案して、毎年見直しを行っております。

一方で、その配分については、国内漁業者間のシェアについて3年ごとに直近3カ年の漁獲実績に基づき見直しを行っているところであります。7魚種のうち、スルメイカ以外の6魚種につきましては平成9年からTACを実施しておりますので、4年目の平成12年から14年までの3年間につきましては同じ配分率を適用することとしております。また、スルメイカにつきましては1年遅れておりますので、平成13年から15年の間に同じ配分率を使うということで関係者の了解を得ております。したがって、平成14年TACの検討に際しましては、これら7魚種のすべてについて、ことし平成13年と同じ配分率を適用することとしております。

以上を踏まえまして、これから魚種ごとに平成14年の考え方を説明させていただきます。

まず、全体の配分でございますが、32ページをごらんいただきたいと思います。平成13年と14年の漁獲可能量の配分総括表という横長の表がございます。ここに7魚種ごとの今年と来年の漁獲可能量、大臣管理量について総括的にまとめております。それから、都道府県に対する配分につきましては、39ページに各都道府県ごとの配分量を記載しております。32ページと39ページの表をごらんになりながらお聞きいただきたいと思います。

まずサンマでございます。サンマにつきましては、現在の資源は中位水準であります。変動期に入ったと見られており、大きな増減も想定されますところ、平成14年につきましては平成13年と同量とし、様子を見ることとしたいと考えております。

それから、スケトウダラでございます。スケトウダラにつきましては、さきに申しましたように、管理の対象となる期間を4月から翌年3月という形で設定したいと考えております。資源状態に関しましては、スケトウダラは4系群に分かれておりますが、資源状況は総じて低位水準で横ばいまたは減少傾向にあるとされております。

このような状況を踏まえまして、系群ごとに北部日本海系につきましては対前年 8 割、オホーツク海につきましては対前年同、太平洋につきましては対前年 1 割減というようなことで T A C を設定いたしました。全体として申しますと、表にございますように、対前年 1 割減の 32 万 5,000 トンとしたいと考えております。これに伴いまして、大臣管理分も対前年 1 割減の 19 万 1,000 トンといたします。

それから、北海道につきましては、都道府県別配分の方の表になるわけですが、これも対前年 1 割減という数字になっております。これが平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までの対象期間について今回定める T A C の内容でございますが、平成 14 年 3 月までの分につきましては、現在の 13 年 T A C の期間を 3 カ月後ろにシフトしまして、ことしの 4 月から来年の 3 月までは現在の T A C の期間変更という形で対応したいと考えております。

次はマアジでございます。資源状態につきましては従来、総じて高水準にあったマアジ資源は近年の新規加入が減少傾向となったため、現在は中位で減少傾向にあるとされております。このため平成 14 年の T A C は削減をしたいと考えておりますが、今回の削減によりまして平成 12 年以降、3 年連続の削減となること、また過去最低の T A C となることから、削減幅につきましては対前年 5 % 減の 35 万 2,000 トンにしたいと考えております。

全体としての T A C は 5 % 減でございますが、この削減に当たりまして、従来、未配分としていた部分を見直すこととし、国内分の削減については 3.9 % としております。T A C の総枠の中で大臣管理分につきましては、13 年から 6,000 トン減の 15 万 6,000 トンにしたいと考えております。また、都道府県に対する配分につきましても、後ろの表にございますけれども、1,000 トンの減あるいは前年同という形になっております。

それから、マイワシでございます。マイワシの資源は低い水準ながら平成 7 年以降横ばい傾向にありましたが、本年の加入量水準は再び減少傾向にあるとされていることから、平成 14 年の T A C は削減をしたいと考えております。その削減幅でございますが、今回の削減によりまして過去最低の T A C 数量となること、またマイワシは漁獲量の年変動が非常に大きいことから、対前年比 1 割減にしたいと考えております。この結果、14 年の T A C 総枠は 34 万 2,000 トン、うち大臣管理分の大中まき網漁業につきましては 18 万 1,000 トンにしたいと考えております。また、都道府県に対する配分につきましては、島根県で 2,000 トン、その他の県で 1,000 トンの減となります。

次はサバ類でございます。サバ類の資源につきましてはゴマサバが中水準、マサバは低水準にあるとされておりますが、期待してございました新規加入群の状況が未確認となっていることから、平成 14 年の T A C は対前年比 1 割の削減を行いたいと考えております。この削減につきましても、従来、未配分としていた部分の見直しをまず行うとし、国内分の削減量は 5.2 % となっております。全体の配分量が 69 万 3,000 トンでございますが、大臣管理分の大中型まき網につきましては 42 万トンにしたいと考えております。

続きまして、スルメイカでございます。スルメイカは冬季発生群と秋季発生群の二つの系統群に分けて資源評価が行われておりますけれども、両系群とも高位水準で横ばい傾向にあるとされております。このため、14 年の T A C は総量及び配分量とも 13 年と同量としたいと考えております。

次はズワイガニでございます。ズワイガニは系統群が4系統ございまして、それぞれに資源評価が行われております。資源状態につきましては3系統群で横ばいとされておりまして、増加傾向にあるとされているオホーツク系群についても資源の水準そのものは低位にあるとされておりまして、このため14年のTACは13年と同じものにしたいと考えております。このズワイガニにつきましては、対象期間を7月から翌年6月の期間ということで定めたいと考えております。先ほどスケトウダラのところで申し上げましたように、来年の6月までの期間につきましては、ことしの管理対象期間を6カ月間後ろにずらす形で整理したいと考えております。

以上で本年のTACの留保枠の配分及び14年のTAC設定配分についての説明といたしますが、今回の配分につきましてはすべての都道府県に照会をいたしましたところ、今後の漁海況の状況により留保枠の配分を柔軟に行ってもらいたいという旨の要望つきで異なる旨の回答をいただいております。

最後になりますけれども、本件につきましてはパブリック・コメントを求めるということで、10月2日から26日まで、農林水産省のホームページで意見募集を行いましたところ、2件のパブリック・コメントが寄せられております。その結果、基本計画の改正につきましては北部太平洋まき網漁業協同組合から1件、御意見が寄せられました。これは来年のTAC算定に際してのABCすなわち生物学的許容漁獲量の設定にかかる科学情報の共有等を求める内容でございます。これにつきましては、独立行政法人水産研究センターとも相談しながら検討することとさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

石黒委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、ただいま管理課長から、サンマのTACについては変動期に入っていて、平成13年度と同じ31万トンの総枠は変えないというお話だったんですが、平成13年度の資源量の70万8,000トンですか、変更前の70万8,000トンを基準にしているのか、平成14年度の資源量の87万トンを基準にしての考え方なんですか。それをちょっと聞きたいんですが。

小野分科会長 お願いします。

中尾管理課長 サンマにつきましては、ABCが13年と14年では14年の方が大きくなっております。しかしながら、もともとABCとTACとの関係が、13年の場合には、ABCに対してTACの方が大きかったわけでございます。したがって、今回、14年のABCが増加をしておりますが、これでTACとABCがほぼ同じ数量ということになっておりますので、こういう資源評価に基づいて31万トンという漁獲可能量を設定したいということでございます。

石黒委員 説明はわかりましたけれども、少なくともサンマの知事許可の管理枠に北海道2万9,000トンいただいているんですけども、平成9年度から3カ年、1万2,000トンで、期中見直しがこの3カ年とも行われている。さらに、その後の2万9,000トンになった後も期中見直しが行われている。さらに、ことしは、後ほど資料の8で出てきますから、先ほど目を通しておいたんですが、2万9,000トンに1万1,000トンの期中見直しが行われている。

聞くところによりますと、少なくとも今年の資源量は 84 万 5,000 トンあったと水産庁は見ているということなのですが、平成 14 年度の資源量については、今年よりもまだ多いというふうに見られているというふうに私は聞いているんです。そういう中で、今年の場合も 2 万 9,000 トンですら期中見直しをしなければならないという状況であるにかかわらず、来年度も、もしこの資源量が横ばいであったとしても、2 万 9,000 トンの小型サンマに対する T A C 枠が妥当なのかどうなのか、その辺を水産庁はどのように考えているか、ちょっとお聞きしたいんですが。

中尾管理課長 まず、T A C 全体の量でございますけれども、今、提案をしております 31 万トンは A B C、つまり生物学的な許容漁獲量にほぼ見合った形となっております。

それから、T A C の配分でございますが、先ほどの説明の中で申し上げましたけれども、直近 3 ヶ年の実績に基づいたシェア配分を 3 ヶ年適用していくと、こういう考え方で整理をしております。その後の漁海況あるいは資源状況の評価の変化に応じて配分の見直しを適切にやっていくという形で対応しておるわけでございます。

それで、北海道知事管理分への配分につきましては、今、お話がありましたように、小型サンマ漁業を行う漁船の増加に伴いまして、これまで追加配分という形での対応をしてきております。実は、14 年度の T A C につきましても、北海道からは配分数量 2 万 9,000 トンということにつきましても、今後、その配分数量が不足を生じることも予想されるというようなことで、今後の期中見直しを柔軟にやってもらいたいというお話がございます。

このサンマ漁業につきましては、小型サンマ漁業という形で行われておりますもののほか、全さんまの方の漁業もございまして、サンマ漁業全体を見たときに、配分数量の増加の要望がございます。しかしながら、関係漁業者の話し合いが今、いろいろ行われている状況でございますので、T A C の管理の仕方などについて関係漁業者での話し合いをまずは進めていきたいということが一つ。

もう一つは、今後の話し合いの状況や資源の動向を踏まえまして、今後の配分量の変更について柔軟に対応していきたいという考え方で対応したいと考えております。

石黒委員 漁業者同士が話し合う機会をつくりながら T A C の配分を期中見直し等々については適切に対応していきたいという考え方については、そうあるべきだし、大変結構なことだと思います。

ただ、私がお聞きしているのは、資源量が 84 万 5,000 トン、来年度はそれを上回る資源量ではなかろうかと言われている中で、3 ヶ年、同じ T A C で進まなければならないというルールはあるものの、2 万 9,000 トンという配分の仕方が、水産庁は今の資源の量からいって妥当なのかどうなのかということをお聞きしているのかということをお聞きしているんです、一つは。

もう一つ、期中見直しのときに、外国枠についての配分の仕方が国内の資源を、いわゆる漁業者に T A C 枠を割り当てて、残った余分枠があって初めて外国枠をやるんだというお話だったんですが、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

中尾管理課長 まず、T A C の配分の仕方につきましては、全体の総量、つまり、来年でいいますと、31 万トンを設定するに当たりまして、A B C がこれと同じぐらいの数量です。ですから、A B C に相当する数字を基準に T A C を設定するということです。

例えば、今年の場合でいいますと、A B C の方が T A C よりも低い数字なんです。つま

り、ABCに対して、今年は高くTACを設定しておりましたが、来年は同じ31万トンでございますが、ABCとの比較で言いますと、ABCとほぼ同じという水準になりますので、この14年の31万トンという数字は、資源状況から判断をして適切な数字であるという判断が一つでございます。

次に、配分の仕方でございます。配分につきましては、過去の実績、3ヶ年実績をベースにやるというのが、これはサンマに限らず、全魚種につきまして、そのようなルールでこれまでTACの設定をしてきております。したがって、このルールに従って31万トンを配分いたしますと、北海道の分が2万9,000トンということになります。

今までのTACの設定のルールからしますと、そのような設定をせざるを得ない。ただ、このサンマの漁が実際に始まるまでには、まだ随分期間がございますので、その間の資源状況を見きわめながら、またサンマ関係漁業者のいろいろな話し合いの場を踏まえながら、サンマのTACについて必要な見直しを行っていくのだと、こういうことでございます。

石黒委員 私だけ時間をおかりして大変申しわけない。

前段はわかりました。ただ、ことしの小型、いわゆる知事管理の1万1,000トンの増枠については、全さんまとの、いわゆる大臣管理との間でかなりやり取りがあったと私は漏れ聞いているんです。ということは、少なくとも業者間で利害関係が対立する、いわゆる業者間で話し合いがつけばいいよというような問題ではないと思っているんですよ、逆に言うと。

少なくとも、片方は22万5,000トンという大臣管理の枠を与えられた中から、知事管理枠へ何千トンか回すとすれば、現場サイドの漁業としてはハレーションを起こすという部分があるんです。水産庁は十分承知だと思うんです。

ですから、その辺を考えて、先ほど後段、私は外国枠とのつながりを水産庁はどう考えているのかということをお聞きしたんです。

中尾管理課長 外国枠の話についてお答えが漏れておりました。外国枠につきましては、これまでの実際の二国間交渉の結果等を踏まえて、一定の数量を織り込んでおります。

それで、漁獲可能量の配分の仕方なんですけれども、海洋法条約では余剰原則というのがございまして、自国で使えるものは、まず自国で使って、その余ったものを外国に割り当てていくと、こういう原則がございます。

一方で、我が国が外国と結んでおります協定の中では、相互入漁協定という形で外国に日本の漁業者が漁獲割り当てをもらうということもございまして、これにつきましては、ある程度見合いと言いますか、そういった要素もございまして、そういう要素も含めて、このTACの設定の中では外国に割り当てるための一定の量を、この総量の中には含んでおります。それと、先ほどから御説明をしております保留分と、こういったものも含めて、未配分のものがあるわけです。

この未配分の中で外国の分がどれだけかということにつきましては、外交交渉を行う際の我が国政府としての一定のポケットということで持っておりますので、その具体的な量というのは今まで申し上げておりませんが、これにつきましては毎年度、精査をいたしまして、一定の数字を織り込んでいるということでございます。

石黒委員 外国枠についてはわかりましたけれども、基本的には、国内のTACが優先されると私どもは考えているんです。ですから、外国枠が何トンある、何千トン、何万ト

ンあるのか私はわかりませんが、少なくとも今年は、対韓国等々も含めても、ほとんど使ってなかったんでないかと私は思っています。だとすれば、その辺のTACの国内の割り振りは縦横にやっていたかかないと、現場サイドとしては、TACそのもので全さんまと小型さんまが話し合いをし、お互いに感情的な対立だけが残るとすれば、TACに対する不信感だけが残ってくる。私は、こんなTACの運用の仕方はないと思っています。ですから、水産庁は現場サイドを十分把握した中でTACの運用を考えていただきたいというのが1点。

第2点については、来年度の資源については、ことし以上に資源量があると私は漏れ聞いているんですけども、それが本当だとすれば、ことしの2万9,000トンでさえ足りないんですから当然、期中見直しといっても後半に入ってどうにもなくなってからの期中配分でなくて、事前に早目早目に対応してもらいたいということが2点。

第3点、先ほどから課長が言っているように、漁業者間の話し合いを水産庁が十分中に入って、早急に年が変わったら、早目早目に対応していただきたいという要望をお願いしたいと思います。

中尾管理課長 御要望の点はよく理解をいたします。

若干説明だけをさせていただきますと、今年の場合、サンマにつきましては、ロシアに対して6,000トン余り、韓国に対しましては日韓交渉の中では9,000トンの枠を設定しておりますが、御承知のとおり、四島周辺水域での操業問題がございまして、韓国に対する実際の許可というものは、現在のところ行われておらない状況にございます。したがって、今年、現在のところは6,000トン余りをロシアに許可している状況にあるということでございます。

それから、今後のTACの管理についての御意見につきましては十分承りましたので、御趣旨を踏まえて対応してまいりたいと思っております。

漁業者間の協議につきましては、既に今月、水産庁の方で関係者に声をかけまして話し合いを開始しているところでございますので、今後とも話し合いが円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

小野分科会長 よろしいでしょうか。

石黒委員 最後に一つだけよろしいですか。

大臣管理は22万5,000トンで十分推移しているわけですから、来年度の知事管理分の2万9,000トンが足りなくなった場合には、速やかに水産庁として責任もって期中見直しをするということを約束していただきたいと考えています。

中尾管理課長 2万9,000トンということについての期中見直しということにつきましては、資源状況、関係業者の漁獲状況等を見ながら、適時適切に対応していくということでございます。

小野分科会長 植村委員。

植村委員 TACに対する事案が出ておりますが、ここにスルメイカの問題がございまして。これは各道県とも若干、若干というふうに出ていることは、根拠はどういうことですか。

中尾管理課長 漁獲量が3,000トン以上になるところの都道府県につきましては具体的な数字をもって配分をしておりますが、3,000トンを下回る都道府県につきましては若干

という形で、具体的な実数を入れないという形でTACの配分を行っているということでございます。

植村委員 魚種別はどうなりますか。魚種別のトロールとかまき網の関係は3,000トン以内ですか。

中尾管理課長 まず、TACにつきましては大臣管理分と知事管理分に分けて、大臣管理分につきましては、先ほど申しました32ページの表で言いますと、スルメイカについては53万トンのうち37.5万トンが大臣が直接管理をする部分ということになります。大臣管理以外の都道府県において管理されるものにつきまして、都道府県別の配分をするということでもあります。

したがって、大臣管理分もそれぞれどこかの都道府県に所属をしておられる人ではあるんですが、それはこの県別配分とは別の計算になります。

植村委員 そういうことだから、このデータというのは不正確だと言わざるを得ないんじゃないか。少なくとも、前年度の実績なんかを入れておいて、県管理で幾ら、大臣管理で幾らというのが出てくればいいんですが、言ってみれば、ゼロベースのもの数字に対して、これで検討して諮問をオーケーせいというふうなことは、非常に不正確な諮問だと言わざるを得ないんじゃないか。

ということは、イカのTACをつくる際も、非常にあいまいなうちにTAC制度に乗せざるを得ない国際的な問題もあったし、諸般の情勢があったわけですから、その中でこういった形になっていると、やむを得ない部分もあるでしょう。しかも、日も浅いしね。しかし、やはり適正化をしていく。あるいは、資源管理という立場から、TACというものをどういうふうに考えていくかということが非常に重要だ。

私の言わんとするところは、オリンピック方式、一点集中方式というものを認めているわけですね。そうすると、そこがたまたま資源の発生のあるところを集中的に攻撃して漁獲するということは、資源の保全という立場、環境の保全という立場、持続可能という立場からいくと、何も考えてないんじゃないかと言わざるを得ないと思うんだ。

せっかく新しい時代に対して我々は、この諮問を、その視点で見ているわけですから、平成14年の問題についても、1年間、線引きも変わってくるんじゃないかと思いますが、旧態依然たる考え方で平成14年もこの考え方を持っていくというのは、線引きも同じような考え方を持っているんじゃないかというような考えを持っているんですよ。言ってみれば、大変不信感があるということなんだな。

したがって、この諮問は全部オーケーだという内容にはなっていないんじゃないかと、こういうことが原点にあるように思うんです。どういうふうに考えていますか。

中尾管理課長 まず、TACの大臣管理分と知事管理分の考え方につきましては、それぞれ漁業制度の方で大臣が管理をしておりますものと、知事が管理をしているものとございますので、それに整合した形でTACを設定しているわけでございます。

それで、TACの管理につきましては、国の方で示しますのは大臣管理分と都道府県知事管理分という形で数字を示すわけですが、TAC法上の扱いといたしましては、実はこれを漁業者がきちんと管理をしていく制度といたしまして、TAC協定という制度を置いております。数量を決めたら、オリンピック方式で獲っていくということにならないように、このTAC協定の方できちんとした漁獲管理をしていくということがもともと

予定をされておったわけですがけれども、必ずしもそれだけでは日本の資源管理がきちんと行われるということに、魚種の上でもなりませんので、さきの国会におきまして漁獲努力量管理制度を設けまして、本年度からは資源回復計画という形で、まず数量だけではなくて、漁獲努力そのものをコントロールしていくというようなことを現在、進めているところでございます。

そういう漁獲努力量の管理ということも含めて、このTAC制度などと合わせて、我が国EEZ内の資源管理をやっていこうという考え方でございまして、TACの割当だけで資源管理がすべてできるというわけではないということだと思います。

小野分科会長 そのほかに……。

植村委員 先ほど申し上げましたとおり、TACのとらえ方について、まだ日が浅いということもありますが、根底にある資源の保全をもっとしっかりと根をおろしていけば、地域性と申しましょうか、地先と申しましょうか、そういう漁獲生産内容というものがある程度確定されていくんじゃないか。そういうものを通して保全をどういうふうにするかという問題、持続可能な状況を確立するにどうするかという問題があると思う。

これは、私に言わせると、漁獲を前提にした現在の業界を前提にした割り振りになっていたんでは、新しい視点に立った責任管理というものは非常に理解しがたいものになるということになると思うんで、若干、若干というふうに数字が出ているのも、恐らく日が浅い中で、マサバとか、地域性といいますか、そういうところの地域性の強いものについては数字を出しているんじゃないかというふうに理解をしておきます。

いずれにしても、もっと現実性の高いものに持っていくような努力をするべきであるということを申し上げたい。大臣の管理量が高いというのも、そういうことを意味していると思うんですよ。魚それ自体が地域における地域性といいますか、そういうものが強いものもあるし、その年において当然違う場合もありますけれども、概ねそういう要素も持っているということからして、大臣許可の方がすべて大きく上回っているということは漁獲者に理解しがたい面もあるんだということを申し上げておきます。

あとはTACの制度の問題ですがね。TAC制度というものは、今はどのくらいの確率と申しますか、確認をされているものでしょうか、見通しとして。

中尾管理課長 後ほど説明しようと思ったのですが、資料8を……。資料7と一緒に綴じられていると思います。

その中で、9月までのTAC対象資源の採捕数量を整理しております。実際には例年TACの数量の範囲内で漁獲は行われるという意味での資源管理というものは行われております。今年の場合につきましても、途中まででございますが、昨年までと大体同じぐらい。魚種によって若干増えたもの、減ったものがございましてけれども、大体同じようなペースで獲られているということでございます。

小野分科会長 そのほかに御意見あるいは御質問ございませんか。

諮問第8号は午前中の漁獲可能量部会、昨日の漁獲可能量の懇談会においても、さっきのサンマの問題も含めて相当詳しい議論が何回か行われているんですけども、それでこういう形になっているんですけども、そのほかに御意見、御質問ございませんか。

それで、原案どおりでよろしいでしょうか。特に御意見なければ、そのようにしたいと思います。それでは、原案どおりということで決定したいと思います。

諮問第 9 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業
の公示及び当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について

小野分科会長 次に、諮問第 9 号「漁獲法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示及び当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について」の説明をお願いいたします。

岡本遠洋課長 遠洋課長でございます。お手元の資料 3 に基づき説明させていただきたいと思っております。まず、諮問文を読ませていただきたいと思います。

水産政策審議会

会長 小野征一郎 殿

農林水産大臣 武部 勤

漁獲法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示及び
当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について（諮問第 9 号）

別紙公示案により、中型さけ・ます流し網漁業につき、許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 15 年 2 月 28 日までとするほか、別紙基準案によりこの公示に係る許可又は起業の認可の基準を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項、第 58 条の 2 第 6 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

公示案は 3 ページにございますが、まず公示案の基本的内容を具体的に説明させていただきます。2 ページ目をお開きいただきたいと思います。

通例、さけ・ます漁業に関しましては、春に行われまず日口の交渉に基づきまして操業条件等が定められるわけでございますが、今回、諮問いたしますのは、日本海の水域で操業するさけ・ます漁業でございます。これは通年の日口交渉の期間にまたがって操業漁期が始まりますものですから、あらかじめ早目の公示を行い、許可をしたいということでございます。

許可隻数に関しましては、平成 13 年におきまして中型さけ・ます流し網漁業で日本海の海況を操業区域とするものにつきましては 15 隻でございましたが、3 隻が自主廃業しておりまして、平成 14 年の許可または起業の認可の隻数は 12 隻にしたいということでございます。

その他の許可または起業の認可の隻数の変更以外の他の操業条件につきましては前年同ということございまして、操業区域は、お手元の 9 ページ、日本海を操業区域とするということでございますし、操業期間は平成 14 年 3 月 20 日から、日本海の我が国の 200 海里の水域中におきましては 6 月 30 日まで、ロシアの水域につきましては 7 月 5 日までと

いうことにしております。申請期間は公示の日から平成 14 年 2 月 28 日までの間に期間を定めたいということでございます。

また、8 ページをごらんいただきたいんですが、これは公示に係る中型さけ・ます流し網漁業の許可または起業の認可の基準でございます。すなわち、ここに書いてございますのは許可の優先順位のことでございますが、実績者への代船をもって申請する場合を第 1 順位とし、それ以外のものを第 2 順位とするということで今回諮問したいと、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

小野分科会長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

植村委員 この漁業における実績、ここ 2・3 年のところでいいんですが、データがございましたでしょうか。

岡本遠洋課長 基本的には日口間で議論するわけでございますが、まず日本海の我が国の 200 海里の水域でございますが、この中型船の漁獲割当量を今年は 520 トンとしておりました。ロシア水域に及ぶ漁獲割当量を 330 トンとしております。漁獲量につきましては、カラフトマスが中心でございますが、2001 年の漁獲量は 355 トン、漁獲割当量の 520 トンに対しまして 68 % の水準でございました。平成 12 年は 800 トンの割当がございましたが、漁獲量は 725 トン、90 % の実績ということでございます。さかのぼっていきますと、平成 11 年は 800 トンの割当に対しまして 618 トン、77 % の漁獲水準だったということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

植村委員 カラフトマスの話が出てますが、実はサクラマスの資源とのかかわりもございますので、ちょっと質問してみたんですが、サクラマスなどの漁獲データはございますか。

岡本遠洋課長 私の手元の資料では、我が国の 200 海里の中でのサクラマスは 21 トンだったと思います。

植村委員 了解。

小野分科会長 そのほかにもございますか。島委員。

島委員 参考までに聞きますけれども、3 隻の自主廃業は経営不振ですかね。さらに、もう 1 点、参考までですけど、今後の見通し、やはり自主廃業が続いて起こってくる可能性も十分あり得るものなんですか。その辺、参考までに教えてください。

岡本遠洋課長 多分経営者の判断がそれぞれあると思うんですが、操業が非常に好調でございましたれば操業を続けられると思います。経営不振かどうかということ、個々の経営となりますと、経営がよい方もこちらで見切りをつけようという方もいらっしゃるかもしれませんので、個々の方のことについては把握しておりません。

ただ、今後、基本的には、御承知のとおり、カラフトマス等の魚種、どちらかといいますと、さけ・ますの中でも偏った魚種が対象になっておりますので、魚価の問題によって今後の経営については影響が出てくるのではないかと考えております。

小野分科会長 そのほかにも御質問、御意見、特にございませんか。

それでは、諮問第 9 号について、議案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 どうもありがとうございました。それでは、そのように決定いたします。

指定漁業を定める政令等の一部改正について

小野分科会長 諮問事項はこれで終わりました、次に協議事項に入ります。

指定漁業を定める政令等の一部改正について、企画課長、御説明をお願いします。

今井企画課長 企画課長でございます。資料番号4をごらんいただきたいと思います。

本年7月の本分科会におきまして、作業方針については報告しておりましたけれども、文書1に書いてありますように、指定漁業、承認漁業等の大臣管理漁業の管理のあり方につきまして、資源のより適切な管理ということ強く打ち出しました水産基本法の制定を機に見直していくということで、これまで作業を進めてまいりました。

見直しの方針といたしましては、
、
と書いてありますとおり、当たり前のことですが、要件を満たしているものについては指定漁業として管理をするし、一方で、実態の失われた指定漁業もございますので、それは制度上も整理をしていくということで作業を進めてまいりました。

2にまとめてございますけれども、これまでの作業結果の結論といたしまして、(1)にありますとおり、指定漁業への移行ということにつきましては、これまで承認漁業ということで管理してきたものにつきまして、対象資源の漁獲総量に占める割合等から見て非常に影響が大きいもの、それで国が統一的に隻数等の総枠規制を行っていくことが適当であると認められるもの、具体的には、その下に大括りの括弧で整理してございますが、これまで承認漁業として管理してきましたサンマ、第一種いか釣り、ベにずわいがに、第一種小型まぐろはえ縄、これを、仮称ではありますけれども、右側にありますような名前にして、これからは指定漁業として管理をしていくこととしたい。

一方で(2)ですけれども、実態の失われた指定漁業等も現在、政令等の中で整理されているものがあるわけですが、それにつきましては、下の方に大括弧で書いてございますけれども、こういったものについては、この際、指定漁業等の業種から除外していくことにしたいというのが大臣管理漁業の見直しの内容についてでございます。

続きまして、次のページですけれども、もう一つ経緯度表示の世界測地系への変更についてという課題がございます。これは直接指定漁業の見直しに起因するものではありませんけれども、大臣管理漁業について、その操業海域を経緯度表示を用いて規定しているわけですが、その経緯度の表示について、これまでは日本独自の基準で、日本測地系と呼んでおりますけれども、それでやってきたわけですが、これからは世界標準の基準にしていこうということで、世界測地系に改めていくということで、これは国土交通省から提案されまして、さきの通常国会で測量法及び水路業務法という法律が改正されまして、1年以内に施行するというので、その施行の準備が今進んでおります。

こうしたことから今回、うちの方の指定政令の見直しを行うわけですが、その政令の見直しの際に、今、その中で経緯度表示について日本測地系に基づいて行っているわけですが、世界測地系に基づくものにあわせて改正していくというような課題も含めて今、作業を進めているところでございます。

4というところですが、先ほど説明いたしました1ページ目の下の2.に相当します指定漁業の見直しの部分につきましては既に内閣法制局の内々の審査を了しております。一方で、ただいま説明いたしました資料3の世界測地系への経緯度表示の変更につきましては、国土交通省が所管しております、その部分の内閣法制局審査の方が時間がかかっているということで、全体の作業が今、大幅に遅れているというようなことですが、次回予定されております今月下旬に開催予定のこの分科会におきましては、この政令改正の内容につきまして諮問、答申の手続を行った後に公布することとしたいというふうに考えております。

ということで、本来であれば、正式な諮問、答申ということをお諮りするわけですが、今日はまだ正式な諮問にまでは至りませんが、7月の時点で作業方針について申し上げおきました事項につきまして、現時点で概要がどうなっているかということにつきまして本日、御協議という形で御意見がいただければ、それを踏まえまして、次回の11月下旬に予定されておりますところで正式の諮問、答申の手続を取りたい。それは(2)にありますように、政令だけではなくて、関係省令についても合わせてやっていきたいと思っております。

ただ、(3)に書いておりますけれども、世界測地系への移行につきましては、国土交通省からの連絡によりますと、法制局との関係で若干まだ未確定な部分が残っているということもありますので、若干ですが、まだ流動的な部分があるということをお知らせしたいと思います。

説明は以上でございます。

小野分科会長 指定漁業の一斉更新について説明がありまして、今後、進めていくについて、質問、御意見がないかということでございます。何かを決定しようということよりも、御意見を求めているということですが、何か御質問等ありませんか。

石黒委員 ちょっと聞きたいんですけど、承認漁業の第一種の中から、第一種いか釣り漁業が指定漁業へ移行するんですけど、第二種いか釣り漁業が届出漁業から削除されるというのは、私、第一種と第二種の違いとかわからないものですから、その辺、教えてほしいと思います。それで、どういう不必要な部分があって削除になるんだというあたりをお聞かせいただければありがたいと思います。

今井企画課長 第一種いか釣り漁業以外のものが第二種いか釣り漁業ということにされていたんですけど、要は、実態的に、第二種いか釣りに該当するものがないので、この際、先ほども言いましたように、実態が無いものについては整理するというところでございます。

石黒委員 わかりました。

小野分科会長 そのほかにもございませんか。特にございませんか。

それでは、こういう方針といたしますか、内容で作業を進めていただくということでよろしいですね。

それでは、この政令等の一部改正につきましては、只今の説明に従って、あるいはそういう方向で作業を進めていただき、次回の本分科会において御審議していただくようにしたいと思います。

指定漁業の一斉更新小委員会の設置について

小野分科会長 指定漁業の一斉更新につきましては小委員会を設置するということですので、御説明をお願いいたします。

今井企画課長 続きまして、もう一つの協議事項について御説明させていただきます。資料番号5をごらんいただきたいと思います。

先ほど説明いたしました内容と密接に関係するわけですが、来年8月1日付けで予定されております指定漁業の許可の一斉更新につきましては、資料1の の5業種に加えまして、先ほど説明をいたしましたように、新しく指定漁業として管理するものを含めまして行うことが予定されているわけでございます。

資料の2でございますけれども、この許可の一斉更新は、先ほど言いましたように、来年8月1日付けで行うこととなりますけれども、漁業法の規定によりまして3カ月以上の申請期間を設けるということになっております。申請に対する審査期間も考慮に入れますと、一斉更新に関します許可隻数の公示ですとか、それに関連いたします省令、告示等というのは、8月1日の前の3カ月よりも前に施行する必要があるということで、4月上旬ぐらいには施行したいと考えておまして、それまでにその内容につきまして本分科会に諮問をし、答申をいただきたいと思いますと考えております。

そこで本日、御協議いただきたい件は資料の最後の3 . のところでございます。指定漁業の一斉更新につきましては、専門分野にわたる事項につきまして、短期的、集中的に御審議をいただく必要がありますので、これまでも旧中央漁業調整審議会に専門委員会の設置していただきまして審議をお願いしてきたわけですが、先ほどの協議事項でも説明いたしましたように、今日、まだ正式な諮問ということにはなりませんでしたが、指定漁業の漁業種類の見直しについて大体目鼻が立ちましたので、ここで前例に従いまして本分科会に一斉更新のための小委員会の設置をお願いしたいということでございます。

次のページに別紙といたしまして一斉更新小委員会を設置する場合の委員構成の案を提案させていただいております。この小委員会につきましては従来から、この審議会委員の中から指定漁業全般について、特に知見を有する方々を構成員として設置するというところで運営をさせてもらってきました。今回の小委員会の構成につきましても、従前の例にならしまして、資源管理分科会の委員及び特別委員の中から、ここに提案させていただいております9名の委員をお願いしてはどうかと考えております。

なお、資料の3ページ以降には指定漁業の許可の一斉更新に関連する漁業法の関係条文、参考2といたしましては、前回の一斉更新の処理方針、今年の3月から4月にかけて取りまとめた例になるようもの、資料の参考3は今回の一斉更新に当たりまして想定される主な検討課題等を添付しております。

以上、本分科会に小委員会を設置することにつきまして、よろしく御協議をお願いしたいと思います。

小野分科会長 一斉更新について小委員会を設置するという御説明がありましたけれども、只今の説明について御質問、御意見があればお願いいたします。

植村委員 委員はこの審議会委員の中から選ぶという委員会ですか。

今井企画課長 そうです。

植村委員 このメンバーの中に入っていないものはだめ。

今井企画課長 先ほども申し上げましたように、これまでも、これまでというのは旧中央漁業調整審議会ということになるわけですが、中央漁業調整審議会の委員または特別委員の中から、関係団体の代表者ですとか、学識経験者ですとか、そういう方々の中から小委員会に参加していただいて審議をしていただいてまいりましたので、その前例に沿いながら、踏まえながら、今回の委員、特別委員の中から選んでみると、こういうことではどうでしょうかということでございます。

小野分科会長 そのほかに御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

特に御意見、御質問ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 只今事務局から提案がありましたとおり、本分科会に小委員会を設置しまして、一斉更新についての処理方針につきまして審議を進めていただくということにしたいと思います。その結果につきましては、この分科会に御報告いただくというふうにしたいと思います。

それで、小委員会のまとめ役として、委員長を当然置かなければいけないわけですが、これは私の考えでございますけれども、中村晃次委員に委員長をお願いしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それでは中村晃次委員、よろしくお願いいたします。それでは、そういうことにしたいと思います。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について

小野分科会長 次に、報告事項に移ります。

指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、御報告をお願いいたします。

今井企画課長 資料番号6をごらんいただきたいと思います。この報告事項につきましては、漁業法第64条の規定に基づきまして、毎年、本審議会に報告するというようにされているものでございます。

資料の1ページ目をごらんいただきますと、指定漁業の種類が1から9まで並んでおります。この中で5年に1度の一斉更新が行われるものが1から5に、6番目以降については毎年の許可更新がなされる漁業種類となっております。ここで整理しておりますのは、12年と13年、去年からことしに関連してどういうふうな移動があったかということですが、ともに10月1日現在のものを記入しております。

一番右側の欄の増減数を見ていただきますとおわかりのとおり、前年と比較してみますと、各漁業種類ともに隻数が減少しております。最近ずっと同じような傾向をたどってきておりますけれども、その要因としては減船ですとか、廃業等によるものでございます。

なお、自主減船につきましては国の補助制度が設けられておりますけれども、この1年間に国の補助制度による自主減船、国の補助制度に乗った形で減船をしたものの実績につきましては、沖合底びき網漁業が4隻、大中型まき網漁業が11カ統ということになってお

ります。

なお、自主減船ではなくて、日韓の対策で日本海漁業構造再編対策事業というのも設けられておりますけれども、こちらの方の適用によりまして減船したものが沖合底びき網漁業で8隻あります。

その後ろには、参考としてトン数階層別の許認可隻数の内訳を付けておりますけれども、説明は省略させていただきます。

資料の最後に指定漁業の漁業種類ごとの漁獲量の状況を整理しております。資料の一番下のところに指定漁業による漁獲量の合計欄がございますけれども、指定漁業全体で対前年比で24万4,000トンの漁獲量の減少ということになっております。特に大中型まき網につきましても漁獲の減が大きく、19万5,000トンの減少ということがございます。内容につきましても、サバの減少、イワシの減少というような要因がございます。

あとは、沖合い底びき網漁業につきましても3万5,000トンの減となっております、こちらにつきましてもタラ類の減少が大きなものになっているということがございます。

以上でございます。

小野分科会長 只今の説明について何か御質問等はございませんか。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会長 それでは次に、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」に入ります。

本件につきましては、去る10月18日に開催されました第2回漁獲可能量部会において審議していただいた結果についての報告をお願いいたします。

なお、本件につきましては、水産政策審議会議事規則及び資源管理分科会議事規則の規定により、部会の議決をもって審議会の議決となりますので、申し添えておきます。

中村部会長、御報告をお願いいたします。

中村(晃)委員 お配りされております資料7に概要が記載してございますけれども、基本計画の変更の内容につきまして、去る10月18日に開催されました第2回の漁獲可能量部会で検討が行われ、原案のとおり、サンマについて、北海道に1万1,000トン、岩手県に2,000トンを追加配分することについて決定されましたことを御報告申し上げます。

小野分科会長 只今の報告について御質問等はございませんか。

よろしいでしょうか。それでは、これはこのようにいたします。

漁獲可能量制度の実施状況について

小野分科会長 次に、漁獲可能量制度の実施状況について。これにつきまして報告をお願いいたします。

中尾管理課長 資料の8番、これについて御説明をいたします。

特定海洋生物資源、TAC対象魚種でございますが、その採捕数量につきまして、今年の9月末までに報告された数量を取りまとめております。報告が9月まででございますので、採捕の時期は8月末までということで見ていただければよろしいかと思います。

それぞれ漁獲可能量と採捕数量を申し上げますと、サンマが31万トンに対しまして1万3,000トン、スケトウダラが36万3,000トンに対して13万7,000トン、マアジが37万トンに対しまして12万6,000トン、マイワシが38万トンに対しまして14万5,000トン、サバ類が77万トンに対しまして20万9,000トン、スルメイカ53万トンに対して13万2,000トン、ズワイガニが5,469トンに対しまして2,129トンとなっております。

一番右の欄にパーセンテージを書いております。全般的に昨年並みあるいはそれよりも若干少ないものが多いという状況になっておりますが、マイワシにつきましては昨年よりも消化率は上がっております。

サンマにつきましては4%となっておりますが、これは報告システムの不具合で、大臣管理漁業の報告がまだ入っておりませんので、このような数字になっております。実際の数字はサンマ全体で13万程度ということで、昨年よりも消化率が高いものと思われれます。

今後ともTACの運用にかかる都道府県あるいは関係団体との連携を進めながら基本計画の趣旨に沿った資源管理が行われるよう適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

小野分科会長 只今の報告・説明につきまして、何か御質問等ございませんか。特にございませんか。

どうもありがとうございました。

そ の 他

小野分科会長 最後にその他ですけれども、本日の議題に関係のないことでも、委員の方々の御意見、御質問等があれば承りたいと思います。今までの議題と直接関係なくても構いませんから、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。特にございませんか。

それでは、以上をもちまして全ての議事を終了いたしました。次回の資源管理分科会は漁業法第52条第1項の指定漁業を定める政令の一部改正について、第2に指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令及び承認漁業等の取り締まりに関する省令の一部改正について、第3に漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の許可または起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可または起業の認可を申請すべき期間に係る公示並びに当該公示に係る許可または起業の認可の基準について、小型捕鯨業に関することですね。以上3つを議題として、11月下旬に開催する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会

答 申 書

13水審第24号
平成13年11月6日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成13年11月6日(火)に開催された水産政策審議会第3回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第8号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第9号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示及び当該公示に係る許可又は起業の認可の基準について